

上越市入札監視委員会 令和7年度第1回会議 次第

日 時：令和7年5月9日（金） 13:30～
会 場：上越市ガス水道局3階 災害対策室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 挨拶
- 4 委員自己紹介
- 5 委員長、副委員長選任
- 6 挨拶（委員長・副委員長）
- 7 入札・契約制度の概要
 - (1) 上越市入札監視委員会の概要 ······ 資料 1
 - (2) 上越市の契約制度の概要 ······ 資料 2
 - (3) 令和7年度の入札・契約制度について ······ 資料 3
 - (4) 上越市財務規則【抜粋】 ······ 資料 4

- 8 報告
 - (1) 発注状況について
 - ・市発注 ······ 資料 5-1
 - ・ガス水道局発注 ······ 資料 5-2
 - (2) 指名停止措置状況について ······ 資料 6

- 9 審議
 - ・抽出案件の審議について ······ 資料 7

1	旧橋撤去工事
2	河川しゅんせつ工事
3	古川公園遊具更新工事
4	北諏訪小学校玄関スロープ設置工事
5	高田城址公園松くい虫防除（樹幹注入）業務委託
6	FWD調査・補修工法選定業務委託
7	令和6年度燃やせるごみ指定袋作製業務（その4）委託
8	令和7年度上越市二十歳を祝うつどい記念品
9	可燃性ガス検知器等定期点検業務委託
10	上越市ガス水道開閉栓WEB予約システムカスタマイズ業務委託

上越市入札監視委員会の概要

1 目的

入札及び契約手続における客觀性及び透明性の向上並びに公正性の確保を図るため。

2 所掌事項

- (1) 市（ガス水道局含む）が発注した契約の実施状況について報告を求め、報告を受けた中から案件を抽出し、契約の手続きの方法等について審議を行うこと。（定例会議）
- (2) 業者からの再苦情について審議を行うこと。（再苦情処理会議）
- (3) その他委員会が必要と認める事項について審議を行うこと。

3 組織

6人以内の委員で組織（氏名・職業の公表）

4 任期

2年（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）

5 会議

- (1) 委員の半数以上の出席が必要
- (2) 定例会議は、概ね4か月に1回開催（必要に応じて再苦情処理会議を開催）
- (3) 会議は、原則公開（ただし、次の場合を除く）
 - ・上越市情報公開条例第6条の非公開情報を有する場合
(個人や法人の権利利益を害するおそれのある場合など)
 - ・再苦情に関する審議を行う場合
- (4) 会議の議事（内容）を公表
市ホームページ <https://www.city.joetsu.niigata.jp>

6 審議の対象案件

- (1) 予定価格が130万円を超える工事
- (2) 予定価格が100万円を超える委託・物品・印刷・賃貸借

7 市長への意見等

- (1) 審議を行った事項や入札制度の改善点等を必要に応じて市長に提言できる。
- (2) 再苦情に係る審議結果は市長に報告し、内容を公表する。

8 委員の除斥

自己又は3親等以内の親族の利害に関する審議には参加できない。

9 守秘義務

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

○上越市附属機関設置条例

令和6年3月22日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の設置に関し、法律又は他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表第1に定めるところにより、執行機関に附属機関を設置する。

2 前項に定めるもののほか、執行機関が必要と認めるときは、別表第2に定めるところにより附属機関を設置することができる。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌する事務は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員（以下「委員」という。）の定数は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 委員は、別表第1及び別表第2に掲げる者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 別表第1の規定にかかわらず、上越市入札監視委員会について、この条例の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、同表中「2年」とあるのは「1年」とする。

別表第1（第2条—第4条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期
------	------	------	----	-------	----

市長	上越市入 札監視委 員会	1 本市の入札及び契約の実施状況について報告を求める、その理由及び経緯を調査及び審議すること。	6人以内	1 学識経験者 2 公募に応じた市民 3 その他市長が必要と認める者	2年
		2 その他市長が必要と認めること。			
	上越市新 産業創造 支援事業 審査委員 会	1 上越市新産業創造支援事業補助金の交付事業者の選定に関すること。 2 その他市長が必要と認めること。	10人以内	1 学識経験者 2 関係団体の代表者 3 その他市長が必要と認める者	2年
	メイド・イン上越認 証等審査 委員会 (工 業製品)	1 メイド・イン上越 (工業製品) の認証及び認証の更新に関すること。 2 その他市長が必要と認めること。	10人以内	1 学識経験者 2 事業者 3 関係団体の代表者 4 その他市長が必要と認める者	2年
	メイド・イン上越認 証等審査 委員会 (特 定製品)	1 メイド・イン上越 (特定製品) の認証及び認証の更新に関すること。 2 その他市長が必要と認めること。	10人以内	1 学識経験者 2 事業者 3 その他市長が必要と認める者	2年

別表第2 (第2条—第4条関係)

執行機関	附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期
市長	上越市災 害義援金 配分委員 会	1 義援金の配分の対象及び基準に関すること。 2 その他市長が必要と認めること。	10人以内	1 公共的団体の代表者 2 その他市長が必要と認める者	委嘱の日から当該配分が終了する日まで

上越市立 保育園の 民間移管 に関する 事業者選 定委員会	1 保育園の移管先事業 者の選定に関するこ と。	10人以 内	1 学識経験者 2 関係団体の代表者 3 地縁団体等の代表 者	委嘱又は 任命の日 から当該 選定が終 了する日 まで
	2 その他市長が必要と 認めること。		4 市の職員 5 その他市長が必要 と認める者	
上越市森 林経営管 理実施権 の設定を 受ける民 間事業者 選定委員 会	1 森林経営管理法(平成 30年法律第35号)第36 条第3項の規定による 経営管理実施権の設定 を受ける民間事業者の 選定に関するこ と。	5人以内	1 市の職員 2 関係行政機関の職 員	委嘱又は 任命の日 から当該 選定が終 了する日 まで
	2 その他市長が必要と 認めること。			
市長又は教 育委員会	1 各公の施設における 指定管理者の候補者の 選定に関するこ と。	それぞれ の委員会 ごとに7 人以内	1 学識経験者 2 施設の利用者の代 表者 3 市の職員 4 その他市長又は教 育委員会が必要と 認める者	委嘱又は 任命の日 から当該 選定等が 終了する 日まで
	2 その他市長又は教育 委員会が必要と認める こと。			
契約の相 手方の選 定に係る 委員会	1 本市の委託業務、財産 の売却等に係る契約の 相手方の選定に関する こと。	それぞれ の委員会 ごとに 10人以 内	1 学識経験者 2 市の職員 3 その他市長又は教 育委員会が必要と 認める者	委嘱又は 任命の日 から当該 選定等が 終了する 日まで
	2 その他市長又は教育 委員会が必要と認める こと。			

○上越市附属機関設置条例施行規則

令和6年3月22日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市附属機関設置条例（令和6年上越市条例第2号）の施行に必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 附属機関に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 附属機関の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 附属機関は、審査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定により会議に出席した関係者は、出席した会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に關し必要な事項は、附属機関が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○上越市入札監視委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越市附属機関設置条例（令和6年上越市条例第2号。以下「条例」という。）別表第2に基づき設置する上越市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、条例及び上越市附属機関設置条例施行規則（令和6年上越市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 本市が発注した建設工事、委託及び物品の製造又は購入（以下「工事等」という。）の契約の実施状況の報告を求め、当該報告のあった工事等の契約のうちから抽出したものについて、次に掲げる工事等の区分に応じ、次に定める事項の審議を行うこと。
 - ア 一般競争入札により発注した工事等 入札に参加する資格の設定の理由及び経緯
 - イ 指名競争入札により発注した工事等 指名の理由及び経緯
 - ウ 隨意契約により発注した工事等 隨意契約の理由
- (2) 本市が発注した工事等の入札及び契約手続並びに別に定める指名停止、警告又は注意の喚起に係る再苦情（苦情の申立てに対する回答に不服がある人及び法人が再度申し立てる苦情をいう。以下同じ。）について審議を行うこと。
- (3) 上越市建設工事成績評定実施要綱（平成14年4月1日実施）第8条第2項の規定による諮問に応じて再説明に係る審議を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項について審議を行うこと。

(会議)

第3条 前条第1号及び第4号に規定する事項に係る会議はおおむね4月に1回、同条第2号及び第3号に規定する所掌事項に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は必要に応じて、開催する。

(市長への意見)

第4条 委員会は、第2条第1号又は第4号の規定により審議を行った事項について、市に改善すべき点等があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

2 委員会は、前項の規定により述べた意見の内容を公表するものとする。

(再苦情の審議等)

第5条 委員会は、再苦情及び再説明（以下「再苦情等」という。）についての審議の依頼があったときは、第3条の規定により再苦情処理会議を開催し、審議を行うものとする。

- 2 委員会は、前項に規定する審議の結果を市長に報告するとともに、これを公表するものとする。
- 3 委員会は、前項の規定による報告を、再苦情等の申立てがあった日から起算して60日以内に行わなければならない。
- 4 委員会は、第1項の規定にかかわらず、審議の依頼があった再苦情等が客観的かつ明白に再苦情等の申立ての適格を欠くと認められるときは、当該再苦情等についての審議を行わないことができる。この場合において、委員会は、その旨を速やかに市長に報告するものとする。

(委員の除斥)

第6条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係する審議に参加することができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、契約検査課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
(上越市入札監視委員会設置要綱の廃止)
- 2 上越市入札監視委員会設置要綱（平成15年7月1日実施）は、廃止する。

上越市の契約制度の概要

1 契約の方法

契約の方法	メリット	デメリット
制限付き一般競争入札	広範な参加機会 競争性の向上 談合の防止 事業所の所在地、工事の実績等を参加資格要件として定めることにより、不適格業者を可能な限り排除するとともに品質を確保	不適格業者が参加する可能性あり 品質の低下 事務量の増
指名競争入札	不適格業者の排除 品質の確保・向上	入札参加業者の固定化 一般競争入札と比べ競争性が低下 一般競争入札と比べ談合がしやすい
見積合わせ (随意契約)	的確な業者選定 価格以外の要素を考慮 事務の負担軽減	契約業者の偏り 競争性の低下 経済性の低下

2 予定価格と最低制限価格

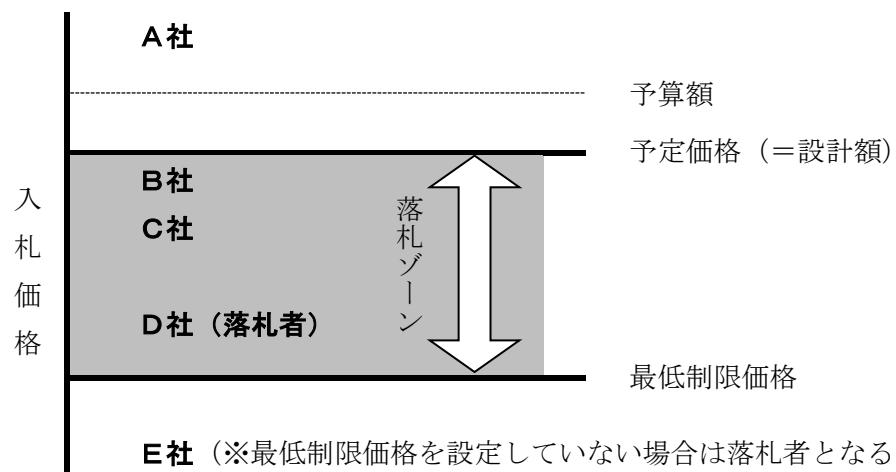
(1) 予定価格とは

市が契約を締結する際に、この金額を超えて契約をしてはならないとする上限金額で、全ての契約において設定

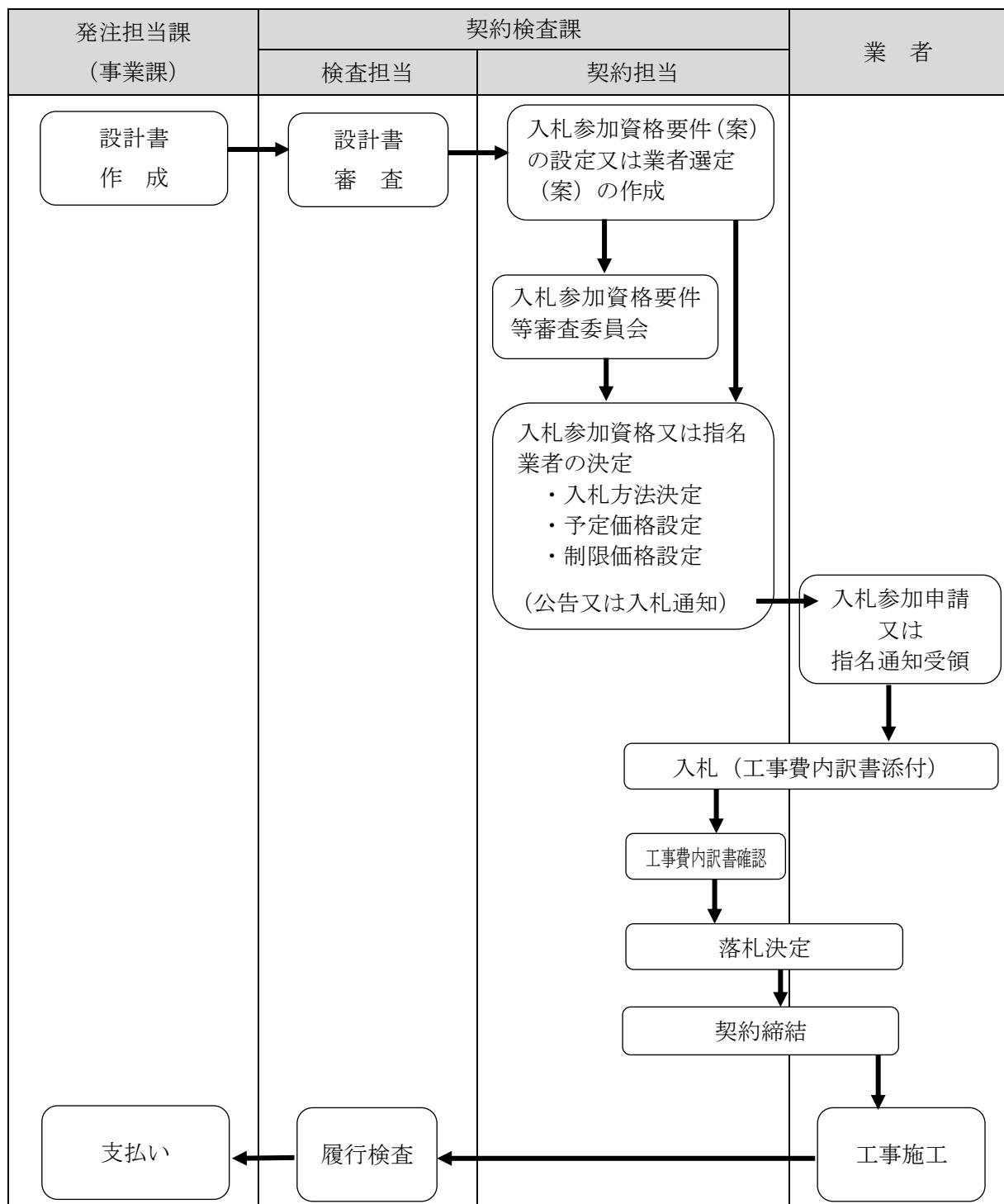
(2) 最低制限価格とは

市が契約を締結する際に、この金額未満の額では契約を行わないとする下限金額で、必要に応じて設定

(3) 落札の仕組み



入札・契約の流れ（工事の場合）



※公表している項目

- 入札参加資格者名簿
業者名、住所、ランク
- 年間発注見通し（予定価格が130万円を超える建設工事）
名称、場所、期間、種別、概要、発注時期、契約の方法
- 入札結果
入札日、予定価格、最低制限価格、工事名称、場所、期間、種別、概要、契約の方法、指名業者、入札額、指名理由、契約相手の名称、契約金額

令和7年度の入札・契約制度について

■時限措置

項目	説明
現場代理人の常駐 (兼任) 義務の緩和措置 【当分の間】	<ul style="list-style-type: none"> 施工場所が市内で、当初契約金額が1件4,500万円未満の工事について、当初契約金額の合計が9,000万円未満で5件まで兼任を認めます。 なお、当初契約金額が1件4,500万円以上の工事を含む場合は、対象工事に密接な関係がある工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、現場の相互の間隔が10km程度以内の場合に限り、2件まで兼任を認めます。 ※施工内容の難易度等から兼任を認めない場合は、発注時の設計図書等に記載します。 ※各工事の監督員と兼務について協議を行い、承諾を得た上で提出してください。
見積期間 【令和8年3月31日まで延長】	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格が5,000万円以上1.5億円未満の工事について、見積期間を土日・祝日を除く10日間とします。

■電子入札の運用方法

● 電子入札を次のとおり運用しています。

◇入札通知日：原則として木曜日（木曜日が祝日の場合は前日）

◇開札日：指名通知書で指定する日の午前9時以降（同日に複数の案件がある場合は順次開札）

◇契約書：電子入札システムによる落札決定通知書の送信日以降、電子契約又は紙契約

◇その他留意事項

※平成27年度から入札時の工事費内訳書の提出が義務化されたことを受け、開札後は落札決定を保留とし、工事費内訳書の点検後に落札決定を行う。（案件数の多寡にもよりますが、通常は、開札日又は開札日の翌日（開札日が金曜日の場合は月曜日）に落札決定通知書を送信します。）

※制限付き一般競争入札の場合は、工事費内訳書の点検後に落札候補者に対して入札参加要件の確認資料の提出を求めます。

※電子入札システムが利用できなくなった場合は、速やかに契約検査課へ連絡してください。

【電子入札システムによる指名競争入札の流れ（4月10日通知の場合）】

4月10日（木） 入札通知日

11日（金）

12日（土）

13日（日）

14日（月）

15日（火）

16日（水）

17日（木）

18日（金）

19日（土）

20日（日）

21日（月）

22日（火） 入札開始※入札時に工事費内訳書を添付

23日（水）

24日（木） 入札終了

25日（金） 開札日（落札決定保留）

26日（土）～27日（日）

28日（月）

29日（火・祝）～5月6日（火・休日）

5月7日（水）（落札決定日）※案件数が多い場合等

見積期間10日間

※入札通知日・開札日・土日祝日を除く

工事費内訳書の点検

建設工事及び建設コンサルタント等業務委託の入札・契約制度の概要

■令和7年度入札・契約制度の概要

項目	内 容												
競 争 性	<p>制限付き一般競争入札</p> <p>【対象範囲】</p> <ul style="list-style-type: none">・設計金額が 2,000 万円以上の工事 <p>【公告場所】</p> <ul style="list-style-type: none">・契約検査課閲覧所・市ホームページ・業界新聞への情報提供 <p>【設計図書の閲覧方法】</p> <ul style="list-style-type: none">・市ホームページ（新潟県入札情報サービス）からダウンロード又は契約検査課閲覧所での閲覧 <p>【落札者の決定方法】</p> <ul style="list-style-type: none">・入札により落札候補者を決定し、入札参加資格要件を審査した後、落札者として決定（事後審査型）・最初の落札候補者が資格要件を満たさない場合は、次点者を審査												
競 争 性	<p>指名競争入札</p> <p>【対象範囲】</p> <ul style="list-style-type: none">・設計金額が 2,000 万円未満の工事・設計金額が 50 万円超の建設コンサルタント等業務 <p>【業者数の基準（工事）】</p> <table border="1"><tbody><tr><td>A 級工事</td><td>14 業者</td></tr><tr><td>B 級工事</td><td>14 業者</td></tr><tr><td>C 級工事</td><td>12 業者</td></tr><tr><td>D 級工事</td><td>8 業者</td></tr></tbody></table> <p>※工事等級のない工種（工事）</p> <table border="1"><tbody><tr><td>予定価格 500 万円以上</td><td>14 業者</td></tr><tr><td>予定価格 500 万円未満</td><td>12 業者</td></tr></tbody></table> <p>【設計図書の閲覧方法】</p> <ul style="list-style-type: none">・市ホームページ（新潟県入札情報サービス）からダウンロード又は契約検査課閲覧所での閲覧	A 級工事	14 業者	B 級工事	14 業者	C 級工事	12 業者	D 級工事	8 業者	予定価格 500 万円以上	14 業者	予定価格 500 万円未満	12 業者
A 級工事	14 業者												
B 級工事	14 業者												
C 級工事	12 業者												
D 級工事	8 業者												
予定価格 500 万円以上	14 業者												
予定価格 500 万円未満	12 業者												

公平性・公正性	工事費内訳書の提出	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の入札時において入札金額に対する内訳書の提出を求める。内訳書の内容に不備があった場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。 <p>〔無効要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 内訳書未提出 イ 入札金額と内訳書合計金額の不一致 ウ 内訳書の計算誤り など
	社会保険等の加入促進に向けた取組	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元請業者に提出義務がある「施工体制台帳」の「健康保険等の加入状況」欄に記載されている健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認する。 ・社会保険等の未加入が確認された場合は、元請業者に対して、当該下請業者への社会保険等加入指導を要請する。なお、要請後、一定期間が経過しても社会保険等の加入が確認できない場合は、発注者から建設業許可機関等に未加入情報を通知する。 ・社会保険等未加入業者を下請次数にかかわらず下請契約の相手方としない。 ・受注者に対して法定福利費（工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の事業主負担額）を明示した請負代金内訳書の提出を求める。 <p>【対象工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約検査課において入札・契約事務を行う工事
	1抜け方式による入札	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注機会の均等を図るため、次の条件全てに当てはまる入札を実施する場合、1度落札した業者が次の入札に参加できない方式を必要に応じて実施する。（電子入札により入札に参加している場合は、辞退扱いとする。） <ul style="list-style-type: none"> ① 入札方法が同じ（制限付き一般競争入札、指名競争入札ごと） ② 工種又は業務内容が同じ ③ 入札参加資格要件が同じ ④ 同日に行う入札
	苦情申出制度	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札で指名されなかった場合や制限付き一般競争入札で入札参加資格が認められなかった場合又は指名停止等の措置を受けた場合、業者が市に対して苦情を申立てることができる。 ・苦情に対する市の回答に不服がある場合は、再申立てをすることができる。この場合、入札監視委員会で対応方法を審議する。

	少額工事等契約希望者登録制度	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少額工事等の範囲は、1 件の金額が 130 万円以下の工事及び修繕のうち、内容が軽易であり、かつ、履行の確保が容易であるものとする。発注に当たっては、見積り合わせを原則とし、見積り依頼業者については、少額工事等契約希望者登録名簿に登載している業者から希望順を考慮の上、選定する。 <p>【登録対象者及び申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の入札参加資格を有しない市内に本社がある法人又は個人 ・登録申請は、隨時受付
公平性・公正性	電子契約サービス	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面（紙媒体）の契約書で締結している契約を、インターネットを利用した電子データによる契約書で契約を締結するもの。 <p>【対象契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約検査課及びガス水道局総務課が取り扱う建設工事、測量、建設コンサルタント等、業務委託、物品、賃貸借に係る契約 <p>【手続きの流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子契約、紙契約の希望に関わらず、すべての電子契約対象案件において、落札者は、落札決定日の翌日正午（落札決定日の翌日が土日祝日の場合は、次の平日）までに電子契約に係る申請書を提出する。必ず Excel 形式で申請書に記載の提出先メールアドレスに提出する。 ・電子契約の場合、市は電子契約に係る申請書に基づき契約書を作成し、電子契約サービスにアップロードする。 ・紙契約の場合、市は電子契約に係る申請書に基づき契約書を作成し、落札者へ連絡するので、落札者は契約検査課窓口で受領する。
透明性・客観性	予定価格等の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての入札で予定価格、最低制限価格及び指名業者を落札者決定後に公表する。
	電子入札の推進	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格 130 万円超の建設工事及び予定価格 50 万円超の建設コンサルタント等業務委託について、全て電子入札で執行する。（随意契約を除く） ・入札参加要件として電子入札導入業者を優先する。
	発注見通しの公表	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概算額が 130 万円超の工事及び 50 万円超の業務委託の年間発注見通しを公表する。（公表時期：年度当初、10 月、1 月の年 3 回（追加・変更等を反映）

透明性・客観性	入札結果等の公表	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札及び見積り結果、変更契約の内容、指名停止措置などを市ホームページで随時公表する。
	入札の公開	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札を市民に公開する。
	入札監視委員会の設置	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が発注した建設工事等の入札及び契約手続が適正に行われているかを審議する。 ・市が発注した建設工事等の入札及び契約手続並びに指名停止等措置に係る再苦情について審議する。 <p>【委員数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6人以内（有識者及び公募市民） <p>【開催数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3回／年程度
品質確保	総合評価方式の試行	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格と価格以外の要素（例：企業の実績、技術者の能力、地域貢献度など）を総合的に評価し、最も評価の高い者を落札者とする。
	制限付き一般競争入札の参加対象範囲	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木、建築工事のBランク工事うち、制限付き一般競争入札で執行する予定価格が2,000万円以上の工事は、難易度や品質確保の面から、格付Aランク業者の参加を認める。
	低入札価格調査制度の試行	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低入札金額（見積金額）が予定価格の85%を下回った場合、応札者から積算内訳書の提出を求めるとともに、積算内容の聞き取り調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、最低価格入札者を落札者として決定する。 ・調査対象 最低制限価格を設けていない仕様書発注の工事及び業務委託 ・主な調査項目 <ul style="list-style-type: none"> ① 賃金が最低賃金額以上であること。 ② 資格・人員配置が適切であること。 ③ 当該業務に必要な資機材等が確保されていること。 ④ 仕様書にある項目が漏れなく積算されていること。

品質確保	<p>最低制限価格の設定</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計価格が130万円超の建設工事及び設計価格が50万円超の設計・測量・調査等の建設コンサルタント等業務委託で設定し、最低制限価格を下回った場合は失格とする。(仕様書発注の場合を除く) <p>【算定式】</p> <p>■建設工事</p> <p>(直接工事費+共通仮設費×9/10+現場管理費相当額×9/10+一般管理費等×6.8/10)=入札書比較制限価格(最低制限価格の税抜き)※1万円未満切り上げ ※入札書比較制限価格は予定価格の75%から92%の範囲とする。 ※上記経費の分類は、土木工事標準積算基準書及び公共建築工事積算基準を原則とする。</p> <p>■建設コンサルタント等業務</p> <p>(直接費+諸経費等×7/10) =入札書比較制限価格(最低制限価格の税抜き)※千円未満切り上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>直接費</th><th>諸経費等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量業務</td><td>直接測量費</td><td>諸経費</td></tr> <tr> <td>地質調査業務</td><td>直接調査費+間接調査費</td><td>諸経費</td></tr> <tr> <td>設計業務</td><td>直接人件費+直接経費の内 以下のア～オに該当するもの</td><td>その他原価+一般管理費</td></tr> <tr> <td>物件調査業務</td><td>直接原価</td><td>その他原価+一般管理費</td></tr> </tbody> </table> <p>※ア:事務用品費、イ:旅費交通費、ウ:電子成果品作成費、エ:電子計算機使用料及び機械器具損料、オ:特許使用料、製図費等</p>	区分	直接費	諸経費等	測量業務	直接測量費	諸経費	地質調査業務	直接調査費+間接調査費	諸経費	設計業務	直接人件費+直接経費の内 以下のア～オに該当するもの	その他原価+一般管理費	物件調査業務	直接原価	その他原価+一般管理費	
区分	直接費	諸経費等																
測量業務	直接測量費	諸経費																
地質調査業務	直接調査費+間接調査費	諸経費																
設計業務	直接人件費+直接経費の内 以下のア～オに該当するもの	その他原価+一般管理費																
物件調査業務	直接原価	その他原価+一般管理費																
共同企業体運用基準	<p>【対象工事・金額基準】</p> <table border="1" data-bbox="512 1394 1426 1439"> <tr> <td>土木工事・建築工事・設備工事</td><td>1.5億円以上</td></tr> </table> <p>※上記のほか、共同企業体により安定的な施工が図られる建設工事</p> <p>【構成要件】 ※各付け等級がある場合</p> <table border="1" data-bbox="512 1551 1426 1709"> <tr> <td>構成員数</td><td>格付</td></tr> <tr> <td>2社の場合</td><td>Aランク+Aランク</td></tr> <tr> <td>3社の場合</td><td>Aランク+Aランク+Aランク Aランク+Aランク+Bランク</td></tr> </table> <p>【出資比率】</p> <table border="1" data-bbox="512 1776 1426 1900"> <tr> <td>構成員数</td><td>代表者の出資比率</td><td>代表者以外の出資比率</td></tr> <tr> <td>2社の場合</td><td>50%超</td><td>30%以上</td></tr> <tr> <td>3社の場合</td><td>40%以上</td><td>20%以上</td></tr> </table>	土木工事・建築工事・設備工事	1.5億円以上	構成員数	格付	2社の場合	Aランク+Aランク	3社の場合	Aランク+Aランク+Aランク Aランク+Aランク+Bランク	構成員数	代表者の出資比率	代表者以外の出資比率	2社の場合	50%超	30%以上	3社の場合	40%以上	20%以上
土木工事・建築工事・設備工事	1.5億円以上																	
構成員数	格付																	
2社の場合	Aランク+Aランク																	
3社の場合	Aランク+Aランク+Aランク Aランク+Aランク+Bランク																	
構成員数	代表者の出資比率	代表者以外の出資比率																
2社の場合	50%超	30%以上																
3社の場合	40%以上	20%以上																

	<p>営繕工事における設計変更等の円滑化</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営繕工事において、積算数量書などの資料を建設工事請負基準約款第1条に規定する「設計図書」として位置付ける。 <p>※営繕工事…建築物の造営と修繕のことをいい、建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替え等の工事を指す。</p>
<p>品 質 確 保</p>	<p>施工時期選択可能工事制度の試行</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者が示した工事開始期限日までの間で、受注者が工事開始日（工事の始期）を選択する方式（余裕期間制度：任意着手方式） ・工事開始期限日は、標準工期の30%を超えない範囲で、工事ごとに発注者が定める。 ・工期は、受注者が選択した工事開始日から発注者が指定する工事日数を加えたものとなる。 ・対象工事 予定価格が130万円超2,000万円未満で入札に付する次の①又は②の工事（ただし、災害復旧工事など緊急性のある工事等を除く） ① 債務負担行為を設定し、1月から3月までに支出負担行為を行う工事又は繰越明許の議会承認を受けた予算を充当する工事 ② 4月から12月までに支出負担行為を行うもののうち、12月末日までに契約を締結する工事 特記仕様書に施工時期選択可能工事制度の対象であることを明記する。 ※詳細は、施工時期選択可能工事制度試行要領による。
	<p>地域保全型工事発注工事の試行</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が認定する地域に貢献する地元企業に対して、地域保全型工事を発注することを通じて、地域貢献地元企業の受注機会の確保を図る。 ・対象工事 予定価格が130万円超2,000万円未満で入札に付する特殊な技術を要しない土木一式工事で次の①又は②の工事 ①地域の安全・安心確保に深く関わる工事 ②災害復旧工事又は維持・補修系工事 ・発注対象区 安塚区、浦川原区、大島区、牧区 ・地域貢献地元企業の認定手続き 認定を受けようとする入札参加資格者は、申請書に実績の証明を添付し、市に提出する。 <p>※詳細は、地域保全型工事発注試行要領による。</p>

	<p>前払金制度</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前払金は、130万円超の工事の場合は請負金額の40%、50万円超の建設コンサルタント等業務委託の場合は請負金額の30%を上限とする。 中間前払金は、請負金額が130万円超で工期が60日以上の工事を対象に、請負金額の20%を上限とする。 																
	<p>障害者多数雇用者優遇制度</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定雇用率を超える障害者を雇用している事業者に対し、受注機会の拡大を図るため、障害者を多数雇用する事業者を登録し、申請物品等の発注の際、優先的に指名する。 																
<p>その他</p>	<p>工事業者の格付のための総合評点に加算する主観項目</p>	<p>【主観項目と加算点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主観項目名</th> <th>加算点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優良工事受賞者</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画社会の促進</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>障害者雇用の促進</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>労働安全衛生の認証取得者</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>消防団協力事業所認定者</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>除雪業務受託者</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>エコアクション21取得者</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	主観項目名	加算点	優良工事受賞者	10点	男女共同参画社会の促進	10点	障害者雇用の促進	10点	労働安全衛生の認証取得者	10点	消防団協力事業所認定者	10点	除雪業務受託者	10点	エコアクション21取得者	10点
主観項目名	加算点																	
優良工事受賞者	10点																	
男女共同参画社会の促進	10点																	
障害者雇用の促進	10点																	
労働安全衛生の認証取得者	10点																	
消防団協力事業所認定者	10点																	
除雪業務受託者	10点																	
エコアクション21取得者	10点																	
	<p>市内営業所業者の入札参加要件</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事の指名基準となる営業所の要件を次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 契約締結などの権限を委任されている者が常駐していること。 ② 実態的な営業活動を5年以上行っていること。 ③ 営業する許可業種に対応する専任技術者が常駐していること。 ④ 営業所に常勤する従業員が3人以上であること。 ⑤ 営業所としている建物内において、明確に区分された事務室が設けられていること。 <p>※ただし、工事内容によって、指名者数が少数となり、競争性が確保できないと判断した場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設コンサルタント等業務の営業所の要件を次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 契約締結などの権限を委任されている者が常駐していること。 ② 実態的な営業活動を1年以上行っていること。 ③ 営業所に常勤する従業員が1人以上であること。 ④ 営業所としている建物内において、明確に区分された事務室が設けられていること。 <p>※ただし、業務内容によって、指名者数が少数となり、競争性が確保できないと判断した場合は、この限りではない。</p>																

週休 2 日適用工事及び週休 2 日促進工事	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週休 2 日適用工事及び週休 2 日促進工事を新たに制定し、「月単位」又は「通期」において 4 週 8 休以上の現場閉所を行う工事を対象として、各実施要領に基づき工事設計書の労務費等に補正加算を行う。 ・対象工事 週休 2 日適用工事・・・土木工事、港湾工事 週休 2 日促進工事・・・営繕工事 ・なお、農業土木工事、林業土木工事においては、週休 2 日取得モデル工事を継続とする。 <p>※詳細は、各対象工事の実施要領による。</p>
建設 CALS の運用	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設 CALS（電子協議・電子納品・電子検査）について、土木工事において一部運用を行います ・工事設計書において、特記仕様書が添付されている工事を対象とします。 <p>※詳細は、市ホームページ「上越市電子納品実施要領（案）（工事編）」を参照。</p>
工事実績情報サービス（CORINS）の登録	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象工事を受注した場合、工事実績情報サービス（CORINS：（一財）日本建設情報総合センター）に受注者が登録を行う。 ・対象工事 請負金額が 500 万円以上の建設工事

〈工事の発注標準と業者の格付基準〉

工種	級	発注標準	格付
土木	A	3,000万円以上	790点以上（特定建設業許可業者に限る）
	B	1,100万円以上、3,000万円未満	特定建設業許可業者は790点以上、790点未満、一般建設業許可業者は690点以上
	C	400万円以上、1,100万円未満	610点以上 690点未満
	D	400万円未満	610点未満
建築	A	2,200万円以上	790点以上（特定建設業許可業者に限る）
	B	600万円以上、2,200万円未満	特定建設業許可業者は700点以上 790点未満、一般建設業許可業者は700点以上
	C	300万円以上、600万円未満	600点以上 700点未満
	D	300万円未満	600点未満
電気	A	500万円以上	690点以上
	B	500万円未満	690点未満
管	A	500万円以上	710点以上
	B	500万円未満	710点未満
舗装	A	1,600万円以上	1,000点以上（特定建設業許可業者に限る）
	B	1,600万円未満	特定建設業許可業者は1,000点未満、一般建設業許可業者は全ての評点

○上越市財務規則【抜粋】

第7章 契約

第1節 通則

(適用の範囲)

第133条 売買、貸借、請負その他の契約は、法律又はこれに基づく政令に別の定めのある場合のほか、この章の定めるところによる。

(契約に関する事務)

第134条 契約検査課長及び用地管財課長（以下「契約担当課長」という。）は、市の契約に関する事務を行うものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、課長等にその事務の一部を行わせることができる。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第134条の2 上越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年上越市条例第126号）第2条第9号に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 仮設建築物の賃貸借契約

(2) ^{ちゅう}厨房機器の賃貸借契約

(3) 長期継続契約により借り入れる物品の保守管理に関する委託契約

(4) その他契約検査課長が別に指定する契約

(契約の方法等)

第135条 契約担当課長は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、次項、第3項又は第5項に規定する場合を除き、一般競争入札に付さなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、指名競争入札に付することができる。

(1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

(2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少數である契約をするとき。

(3) 一般競争入札によることが不利と認められるとき。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、競争に付さずに随意による契約（以下「随意契約」という。）を締結することができる。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第4左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める金額を超えないものとするとき。

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。

(3) 次に掲げる施設等において製作された物品を買い入れる契約をするとき。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス施設」という。）

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）

エ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けて

いる施設（以下「小規模作業所」という。）

(4) 次に掲げる施設等から役務の提供（キに掲げる団体に係る役務の提供にあっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体（以下「母子・父子福祉団体」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者がない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供に限る。）を受ける契約をするとき。

ア 障害福祉サービス施設

イ 障害者支援施設

ウ 地域活動支援センター

エ 小規模作業所

オ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合

カ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センター

キ 母子・父子福祉団体

(5) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3の規定により市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

(6) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(7) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(8) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(9) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再入札に付し落札者がないとき。

(10) 落札者が契約を締結しないとき。

4 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。

(1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。

(2) 契約を締結する前に、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準等を公表すること。

(3) 契約を締結した後に、契約の相手方となった者の氏名（法人の場合は、その名称）、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について公表すること。

5 動産の売払いで当該契約の性質が競り売りに適しているときは、競り売りの方法により契約を締結することができる。

（契約書の作成）

第136条 契約担当課長は、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、直ちに契約書を2通作成し、相互に交換しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

(1) 物件の売払いの場合において、買主が直ちに代金を納めてその物件を引き取るとき。

(2) 電力、ガス、水道及び電信電話等の供給契約又は使用契約をするとき。

(3) 官公署その他これに準ずる機関と契約するとき。

(4) 競り売り及び売価表示販売をするとき。

(5) 前条第3項第1号に規定する契約をするとき。

2 契約担当課長は、前項第5号に該当する場合に契約書の作成を省略するときは、契約の適正な履行を確保するため契約の相手方に請書その他これに準ずる書類を提出させなければならない。ただし、別に定める要件に該当するときは、この限りでない。

（契約書の記載事項）

第137条 前条の規定により、契約担当課長が作成すべき契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 契約の目的

(2) 契約金額

- (3) 契約履行期限及び場所
 - (4) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (5) 契約保証金の額
 - (6) 債権債務の譲渡に関する事項
 - (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における契約の解除、遅延利息、違約金その他の損害金
 - (8) 危険負担
 - (9) 瑕疵担保責任
 - (10) 契約に関する紛争解決の方法
 - (11) 監督及び検査
 - (12) その他必要な事項
- (契約保証金)

第138条 契約担当課長は、契約の相手方に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、第140条の規定による仮契約の場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項の保証金の納付は、契約金額の100分の10以上に相当すると認められる第201条第1項に規定する有価証券をもって代えることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、契約保証金の率又は額について、他の条例又は規則に定めがあるときは、当該他の条例又は規則に定める率又は額とする。
- 4 第1項の保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、保証すべき契約の契約保証金の額でなければならない。
 - (1) 銀行その他市が確実と認める金融機関の保証
 - (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- 5 契約担当課長は、第1項本文の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 施行令第167条の5及び第167条の11の規定に基づき別に市長が定める資格を有する者が契約の相手方であり、その者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (6) 隨意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (7) 国、地方公共団体その他公法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人と契約を締結するとき。
- 6 契約保証金は、契約の相手方が契約条項に定める義務を履行したときに還付する。
(契約保証金の受入れ及び払出しの手続)

第139条 契約保証金の受入れ及び払出しの手続については、収入及び支出の例による。
(仮契約書の作成)

第140条 契約担当課長は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年上越市条例第69号）の規定により議会の議決に付すべき契約を締結しようとするときは、一般競争入札又は指名競争入札の落札者に対し、当該契約は議会の同意を得たときには本契約として認められる旨の契約（以下「仮契約」という。）に関する書類を作成し、契約の相手方と相互に交換しなければならない。

- 2 契約担当課長は、前項の場合において議会の議決があつたときは、速やかにその旨を落札

者に書面をもって通知しなければならない。

(違約金の徴収)

第141条 契約担当課長は、契約の相手方がその責めに帰すべき事由により契約期間内に契約を履行しない場合は、契約の定めるところにより、市長の決裁を受けて遅延日数1日につき契約金額の1万円の4以上の割合で違約金を徴収することができる。

2 前項の違約金は、契約の相手方に支払うべき代金又は契約保証金を相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(契約の解除)

第142条 契約担当課長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

(1) 期限若しくは期間内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに契約の履行に着手しないとき。

(3) 契約の解除の申出をしたとき。

(4) 契約の履行の確保又は確認をするために行う監督又は検査に際し、当該契約の相手方若しくはその代理人又は支配人その他の使用人が監督又は検査を行う者の職務の執行若しくは指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 契約の解除は、書面をもってしなければならない。ただし、第136条第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略した場合は、この限りでない。

(監督及び検査)

第143条 課長等は、工事又は製造その他についての請負契約が締結されたときは、自ら又は補助者に命じて契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他適切な方法により監督しなければならない。

2 契約の相手方は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の一契約を履行したときは、速やかにその旨を課長等に届け出なければならない。

3 契約検査課長又は課長等は、前項の届出があったときは、直ちに自ら又は工事検査員若しくは補助者に命じてその受ける給付の完了の確認をするため、設計書又は仕様書その他関係書類に基づいて必要な検査を行わなければならない。

4 契約検査課長又は課長等は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により前項の職員によって検査をすることが困難であり、又は適当でないと認めるときは、職員以外の者に委託して検査をさせることができる。契約の履行を確保するための監督についても、また同様とする。

(検査調書の作成)

第144条 契約検査課長又は課長等から検査を命ぜられた工事検査員又は補助者は、前条第3項の規定に基づく検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。ただし、別に定める要件に該当するときは、検査調書の作成を省略することができる。

2 前項の規定により契約検査課長又は課長等から検査を命ぜられた工事検査員又は補助者は、検査調書を作成した場合には、当該検査を命じた契約検査課長又は課長等に検査調書を提出しなければならない。

3 収支命令職員は、第1項の規定による検査調書によらなければ当該契約に係る経費について支出命令をしてはならない。ただし、同項ただし書の規定により検査調書の作成を省略するときは、請求書又は支出調書で検査した旨を記載をすることをもって、検査調書に代えることができる。

(部分払)

第145条 収支命令職員は、契約の定めるところにより、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れの契約に係る既納部分に対して、その完済又は完納前にその代金の一部を支払うことができる。

- 2 前項の支払金額は、工事又は製造その他の請負についてはその既済部分に対する代金の額の10分の9、物件の買入れについてはその既納部分に対する代金の額を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又はその他についての請負契約に係る完済部分に対しては、その代金の全額までを支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払をする場合にあっては、契約の相手方が当該支払の対象となる物件について危険負担をする旨を契約書に明記しなければならない。
- 4 予算執行職員は、第1項の規定により部分払をしようとするときは、契約の相手方から一部履行届を提出させなければならない。
- 5 第143条第3項及び前条の規定は、前項の一部履行届の提出があった場合に準用する。

第2節 一般競争入札

(入札の公告)

第146条 契約担当課長は、一般競争入札に付そうとするときは、入札期日の前日から起算して、次に掲げる期間をおいて公報、新聞その他の方法により公告しなければならない。ただし、契約担当課長がやむを得ない理由があると認めるときは、第2号及び第3号の期間を5日以内に限り、短縮することができる。

- (1) 予定価格が500万円未満のものは1日以上
- (2) 予定価格が500万円以上5,000万円未満のものは10日以上
- (3) 予定価格が5,000万円以上のものは15日以上

(入札について公告する事項)

第147条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び日時に関する事項
- (3) 入札及び開札の場所及び日時
- (4) 競争加入資格の制限をしたときは、その制限
- (5) 入札に参加する資格を有することについて課長等の確認を受けなければならない旨
- (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した
入札は無効とする旨
- (7) 入札保証金に関する事項
- (8) 入札に当たっては、この規則の各条項を尊重しなければならない旨
- (9) その他必要な事項

(契約担当課長等の責務)

第148条 契約担当課長又は課長等は、入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)が契約条項その他関係書類及び現場等を熟知する等により入札価格を決定するために必要な便宜を図るよう努めなければならない。

(入札保証金等)

第149条 入札者は、現金又は第201条第1項各号に掲げる有価証券をもって、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、契約担当課長があらかじめ指定する日までに歳入歳出外現金等納付書(電子入札の場合にあっては、書留郵便又はこれに準ずると市長が認める方法(以下「書留郵便等」という。)により、会計管理者に対し納入しなければならない。

- 2 前項の規定による入札保証金の納付があったときは、会計管理者は、歳入歳出外現金等領収証書を当該入札者に交付しなければならない。
- 3 契約担当課長は、一般競争入札を執行しようとするときは、入札者をして前項の規定により交付を受けた歳入歳出外現金等領収証書を提示させ、その確認をしなければならない。ただし、第156条第1項ただし書の規定による入札(以下「郵便等による入札」という。)及び電子入札の場合にあっては、当該歳入歳出外現金等領収証書の確認を要しない。

(入札保証金の免除)

第150条 前条の規定にかかわらず、契約担当課長は、次の各号のいずれかに該当する場合については、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。ただし、この場合

にあっては、該当する入札者の全部について入札保証金の全部又は一部の納付が免除されなければならない。

- (1) 入札者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 競争入札に付する場合において、入札者が施行令第167条の5及び第167条の1の規定に基づき市長が別に定める資格を有する者で契約を締結しないこととなるおそれがないものであると認められるとき。

(入札保証金の還付)

第151条 入札保証金は、開札（再入札の開札を含む。）完了後入札者から歳入歳出外現金等還付請求書の提出を受けて還付する。ただし、落札者の納付した入札保証金は、当該契約について契約書を交換したときにおいて契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。

- 2 第140条第1項の規定により仮契約を締結した者が納入した入札保証金は、当該契約について議会の同意が得られなかった場合においては、同条第2項の規定による通知をするときに還付するものとする。

(入札保証金の受入れ及び払出しの手続)

第152条 入札保証金の受入れ及び払出しの手続については、収入及び支出の例による。

(予定価格の作成等)

第153条 予算執行職員（契約検査課において契約に関する事務を行う場合にあっては、市長又は第3条の規定により市長の権限を専決する副市長、財務部長若しくは契約検査課長。以下この条において同じ。）は、一般競争入札により支出の原因となる契約をしようとするときは、当該事項に関する仕様書及び設計書等により、入札に付する事項の予定価格を定めなければならない。

- 2 予算執行職員は、予定価格を定めたときは、市長が別に定める予定価格書（以下「予定価格書」という。）に記載し、それを封筒に入れて封印し、保管しなければならない。
- 3 予算執行職員は、前項の規定にかかわらず、市長が定めるところにより、入札に付する前に予定価格を公表することができる。この場合においては、予定価格書を封筒に入れて封印することを要しない。
- 4 契約担当課長は、予定価格書を入れた封筒（前項の規定により予定価格書を封筒に入れて封印しなかった場合にあっては、予定価格書）を開札の際、開札場所に置かなければならぬ。
- 5 予算執行職員は、一般競争入札により収入の原因となるような契約を締結しようとするときは、当該契約の目的物についてあらかじめ予定価格を設け、これを第146条の規定による公告において明らかにすることができます。

(予定価格の決定方法)

第154条 前条第1項の規定による予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給及び使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(落札価格の制限)

第155条 一般競争入札により、工事又は製造の請負契約をしようとする場合において、最低制限価格を設けようとする場合には、第153条第1項から第4項までの規定を準用する。

- 2 前項により最低制限価格を設けたときは、第146条の公告においてその旨を明らかにしなければならない。

(入札の方法)

第156条 入札は、指定の日時及び場所において、入札書を提出することにより行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、入札書を書留郵便等で提出して行うことができる。

- 2 郵便等による入札をするときは、封書の表に「何々入札書在中」と朱書しなければならぬ

い。

(電子入札の方法)

第156条の2 前条の規定にかかわらず、契約担当課長は、入札を電子入札の方法により行わせることができる。

2 電子入札に参加する者は、前条第1項の入札書の提出に代えて、電子入札システムに入札金額その他必要な事項を入力することにより入札しなければならない。

(代理入札)

第157条 契約担当課長は、代理人に入札に関する行為をさせようとする者に対しては、契約担当課長が別に定める方法により代理権を確認することができる場合を除き、入札開始日時までに委任状を提出させ、代理権について確認しなければならない。

(入札価格の表示効力等)

第157条の2 総額をもって落札を定める場合においては、その内訳に誤りがあつても入札の効力を妨げない。単価をもってこれを定める場合において、その総額に誤りがあるときも、また同様とする。

2 契約検査課長は、総額をもって定める落札の内訳に不適当と認めることがあるときは、落札者にこれを訂正させなければならない。

(入札の時期)

第158条 入札は、公告した入札開始日時から入札締切日時までの間に契約担当課長の指示に従い行わなければならない。

2 入札者は、契約担当課長の入札開始日時及び入札締切日時の認定に対して異議を申し立てることができない。

(開札)

第159条 契約担当課長は、入札が終わったときは、入札締切日時経過後直ちに公告で示した場所で、入札者（入札者が立ち会わない場合（ただし書の規定により入札者の立会いを要しない場合を含む。）にあっては、当該入札事務に関係のない職員）の立会いの上開札しなければならない。ただし、郵便等による入札及び電子入札の場合は、入札者の立会いを要しない。

2 入札者は、その提出した入札書（電子入札の場合にあっては、電子入札システムに入力した事項）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3 契約担当課長は、第1項の規定による開札により落札者が決定したときは、電子入札以外の方法による入札の場合にあってはその場で直ちに出席者に公表するとともに、落札者に対して口頭又は書面により、電子入札による入札の場合にあっては電子入札システムを使用して通知しなければならない。

4 契約担当課長は、入札の結果について第1項に規定する立会職員の確認を受けて入札調書を作成しなければならない。

(無効入札)

第160条 契約担当課長は、次の各号のいずれかに該当する入札は無効として取り扱うものとする。

(1) 入札に参加するに必要な資格のない者のした入札又は第157条の規定による代理権の確認を受けない代理人がした入札

(2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札

(3) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が第149条第1項に規定する額に達しない者がした入札

(4) 郵便等による入札であって、公告で別に指定しない場合において入札開始日時までに到着せず、又は書留郵便等以外の方法によつた入札

(5) 電子入札であつて、第158条第1項の入札締切日時までに入札金額その他必要な事項が電子入札システムにより市の使用に係る電子計算組織に記録されないもの

(6) 同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

- (7) 脅迫その他不正の行為によってした入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- 2 契約担当課長は、入札者が不当に価格を競り上げ、又は競り下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認めるときは、その入札の全部を無効とすることができます。
- 3 入札の効力は、契約担当課長が決定する。この場合において、入札者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第161条 契約検査課長は、施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者としようとするときには、当該最低価格をもって申込みをした者と契約を結ぶことにより、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める理由又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認める理由を付して市長の承認を受けなければならない。

- 2 契約検査課長は、前項の措置をとるに当たっては、市長があらかじめ指定する専門的知識を有する者の意見を聽かなければならない。

(入札の打切り)

第162条 落札者の決定後、郵便等による入札及び電子入札以外の方法による入札の場合にあってはその場で直ちに、郵便等による入札及び電子入札の場合にあっては第159条第3項の規定による通知を受けた後に当該落札者が入札の取消しをする旨申し出たときは、当該落札者以外に落札者となるべき価格を入札した者があつても、その者を落札者としない。

(再入札)

第163条 契約担当課長は、初度の入札において落札者がない場合にその差額が僅かであると認めるときは、入札条件を変更しないで電子入札以外の方法による入札の場合にあってはその場で直ちに、電子入札の場合にあっては契約担当課長が入札の時期を指定して再入札に付することができる。ただし、再入札は2回を限度とする。

- 2 再入札の場合の入札保証金は、第149条の規定にかかわらず、初度の入札において納付した額とする。
- 3 初度の入札において郵便等による入札をした者並びに初度の入札及び第1回の再入札において第160条の規定に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- 4 契約担当課長は、再入札に付そうとするときは、その旨並びに前項の規定により再入札に参加できない者並びに入札開始日時及び入札締切日時をあらかじめ電子入札以外の方法による入札の場合にあっては口頭又は書面で、電子入札の場合にあっては電子入札システムを使用して、当該再入札に参加しようとする者に公表しなければならない。

(入札中止等)

第164条 契約担当課長は、不正が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

- 2 契約担当課長は、前項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期したときは、速やかにその理由及びその旨を入札の公告と同様の方法により公告しなければならない。この場合において、電子入札により入札した者に対しては、併せて電子入札システムを使用して通知しなければならない。
- 3 契約担当課長は、第1項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期した場合において、郵便等による入札が到着したときは、開札しないで直ちにこれを返送しなければならない。

(公告期間の短縮)

第165条 入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、更に入札に付そうとするときは、第146条ただし書の規定を準用する。

第3節 指名競争入札

(指名競争参加人数)

第166条 契約担当課長は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札

者を指名しなければならない。

(指名通知)

第167条 契約担当課長は、前条の規定により相手方を指名したときは、第146条の規定に準じ、相当の見積期間において第147条各号に掲げる事項を指名した者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第168条 指名競争入札に関しては、前2条に定めるものを除いては、一般競争入札に関する規定を準用する。

第4節 隨意契約

(随意契約の手続)

第169条 契約担当課長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体と契約しようとするとき、生鮮食料品等で見積書を徴する暇がないとき、官報その他のもので価格が確定し、見積書を徴する必要がないとき、又は市長が別に定めるときは、この限りでない。

2 契約担当課長は、随意契約をする場合においては、経費執行伺にその根拠規定を記載しなければならない。

(予定価格の決定)

第170条 随意契約をしようとするときは、あらかじめ第153条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、官報その他のもので価格が確定し、見積書を徴する必要がない場合は、当該価格を予定価格とすることができる。

2 契約担当課長は、前項ただし書に規定する場合その他市長が別に指定する要件に該当する場合は、予定価格書の作成を省略することができる。この場合において、契約担当課長は、市長が別に定める書面に予定価格を記載しなければならない。

(随意契約の相手方)

第171条 施行令第167条の4に該当する者は、随意契約の相手方とすることはできない。

第5節 競り売り

第172条 用地管財課長は、動産の売払いに当該契約の性質が競り売りに適している場合には、一般競争入札の規定に準じて競り売りに付することができる。

第6節 建設工事の特例

(建設工事請負契約の特例)

第173条 契約検査課長は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の請負契約を締結する場合には、同条第3項に規定する建設業者であるかどうか確認しなければならない。

2 建設工事請負契約については、特別の事情がある場合を除いては、第136条第1項の規定にかかわらず、別記建設工事請負基準約款により契約するものとする。

3 契約検査課長は、建設工事請負契約については、第137条第1号から第6号までに掲げる事項及び別記建設工事請負基準約款に従う旨を記載した契約書を作成し、契約の相手方が確定した日から7日以内に契約書を交換しなければならない。ただし、その価格が130万円を超えない場合には、契約の相手方の工事請書をもって建設工事請負契約書に代えることができる。

(請負代金内訳書等)

第174条 契約検査課長は、建設工事請負契約書に添える必要があると認めるときは、契約の相手方に対し、契約締結の日から起算して7日以内に請負代金内訳書及び工程表を提出させることができる。

(工事着手時期及び工期の起算)

第175条 建設工事の契約者は、入札の公告又は指名の通知において別に指定をしない場合は、契約締結の日から起算して7日以内に工事に着手しなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由により予定時期までに着手できない場合において契約検査課長

の承認を得たときは、この限りでない。

2 建設工事の工事期間は、入札の公告又は指名の通知において指定をしない場合は、契約締結の日から起算する。

（工事着手時期及び工期の起算の特例）

第176条 前条第1項本文の規定にかかわらず、予算執行職員が入札の公告又は指名の通知において工事の施工の時期を選択することができる旨の指定をした建設工事であって、第159条第3項（第168条において準用する場合を含む。）の規定による落札通知を受けた日から起算して7日以内に工事の施工の時期について予算執行職員の承認を得たものについては、建設工事の契約者は、当該承認を得た工事の施工の時期の開始の日から起算して7日以内に工事に着手しなければならない。

2 前条第2項の規定にかかわらず、前項の承認を得た建設工事の工事期間は、当該承認を得た工事の施工の時期の開始の日から起算する。

（工事着手届）

第177条 建設工事の契約者は、工事に着手したときは、速やかにその旨を課長等に届出しなければならない。ただし、第173条第3項ただし書の規定により契約の相手方の工事請書をもって建設工事請負契約書に代えた場合は、書面による届出を省略することができる。

令和6年度発注状況総括表【工事】

上越市

契約の方法	種類	R6/11/1～R7/3/31		R6年度(4/1～3/31)		R5年度(4/1～3/31)		対前年比 (①÷②)
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)①	件数	金額(千円)②	
制限付き一般競争入札	土木	21	1,063,480	53	3,130,765	68	3,075,743	101.79%
	建築	0	0	13	801,471	15	1,250,810	64.08%
	電気	0	0	8	795,080	4	172,150	461.85%
	管	0	0	7	333,795	11	569,541	58.61%
	舗装	3	69,817	4	112,761	3	83,700	134.72%
	その他	2	90,728	9	442,123	7	506,442	87.30%
	計	26	1,224,025	94	5,615,995	108	5,658,386	99.25%
指名競争入札	土木	31	189,276	95	624,691	109	779,233	80.17%
	建築	4	21,066	40	187,902	62	280,929	66.89%
	電気	13	184,074	69	553,166	57	364,705	151.67%
	管	3	19,855	55	248,820	67	282,157	88.18%
	舗装	23	173,965	43	294,074	56	389,418	75.52%
	その他	15	93,686	69	284,093	79	356,123	79.77%
	計	89	681,922	371	2,192,746	430	2,452,565	89.41%
随意契約	土木	0	0	0	0	0	0	—
	建築	0	0	0	0	2	4,188	—
	電気	0	0	0	0	1	1,870	—
	管	0	0	2	16,060	2	22,770	70.53%
	舗装	0	0	0	0	0	0	—
	その他	1	5,225	13	297,701	11	138,734	214.58%
	計	1	5,225	15	313,761	16	167,562	187.25%
合 計	土木	52	1,252,756	148	3,755,456	177	3,854,976	97.42%
	建築	4	21,066	53	989,373	79	1,535,927	64.42%
	電気	13	184,074	77	1,348,246	62	538,725	250.27%
	管	3	19,855	64	598,675	80	874,468	68.46%
	舗装	26	243,782	47	406,835	59	473,118	85.99%
	その他	18	189,639	91	1,023,917	97	1,001,299	102.26%
	計	116	1,911,172	480	8,122,502	554	8,278,513	98.12%
平均落札率		96.19%		94.97%		95.47%		

令和6年度発注状況総括表【委託】

上越市

契約の方法	種類	R6/11/1～R7/3/31		R6年度(4/1～3/31)		R5年度(4/1～3/31)		対前年比 ①÷②
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)①	件数	金額(千円)②	
制限付き 一般競争入札	設計	0	0	0	0	0	0	—
	監理	0	0	0	0	0	0	—
	測量	0	0	0	0	0	0	—
	調査	0	0	0	0	0	0	—
	その他	0	0	0	0	0	0	—
	計	0	0	0	0	0	0	—
指名競争入札	設計	9	82,940	28	256,724	41	465,807	55.11%
	監理	0	0	0	0	0	0	—
	測量	0	0	31	76,586	28	97,552	78.51%
	調査	3	5,005	34	96,944	14	149,444	64.87%
	その他	20	226,018	196	650,506	207	686,780	94.72%
	計	32	313,963	289	1,080,760	290	1,399,583	77.22%
随意契約	設計	0	0	7	29,337	10	99,088	29.61%
	監理	2	15,290	10	63,910	4	24,519	260.66%
	測量	0	0	0	0	0	0	—
	調査	0	0	2	34,837	1	1,386	2513.49%
	その他	28	122,184	117	645,235	132	838,767	76.93%
	計	30	137,474	136	773,319	147	963,760	80.24%
合 計	設計	9	82,940	35	286,061	51	564,895	50.64%
	監理	2	15,290	10	63,910	4	24,519	260.66%
	測量	0	0	31	76,586	28	97,552	78.51%
	調査	3	5,005	36	131,781	15	150,830	87.37%
	その他	48	348,202	313	1,295,741	339	1,525,547	84.94%
	計	62	451,437	425	1,854,079	437	2,363,343	78.45%
平均落札率		96.98%		94.77%		94.17%		

令和6年度発注状況総括表【物品・印刷・賃貸借】

上越市

契約の方法	種類	R6/11/1～R7/3/31		R6年度(4/1～3/31)		R5年度(4/1～3/31)		対前年比 (①÷②)
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)①	件数	金額(千円)②	
制限付き 一般競争入札	物品	2	126,720	2	126,720	7	407,440	31.10%
	印刷	0	0	0	0	0	0	—
	賃貸借	0	0	0	0	0	0	—
	計	2	126,720	2	126,720	7	407,440	31.10%
指名競争入札	物品	19	214,312	169	663,313	160	743,780	89.18%
	印刷	9	12,802	17	22,628	20	19,613	115.37%
	賃貸借	3	10,016	16	73,375	19	27,641	265.46%
	計	31	237,130	202	759,316	199	791,034	95.99%
随意契約	物品	3	13,276	57	155,245	355	231,557	67.04%
	印刷	1	2,917	11	15,742	81	32,310	48.72%
	賃貸借	9	2,120	37	63,226	41	124,992	50.58%
	計	13	18,313	105	234,213	477	388,859	60.23%
合 計	物品	24	354,308	228	945,278	522	1,382,777	68.36%
	印刷	10	15,719	28	38,370	101	51,923	73.90%
	賃貸借	12	12,136	53	136,601	60	152,633	89.50%
	計	46	382,163	309	1,120,249	683	1,587,333	70.57%
平均落札率		91.12%		86.70%		89.67%		

令和6年度発注状況総括表【工事】

上越市ガス水道局

契約の方法	種類	R6/11/1～R7/3/31		R6年度(4/1～3/31)		R5年度(4/1～3/31)		対前年比 (①÷②)
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)①	件数	金額(千円)②	
制限付き 一般競争入札	土木	0	0	1	261,800	0	0	—
	建築	0	0	1	23,430	0	0	—
	電気	0	0	4	102,784	0	0	—
	管	0	0	1	18,156	2	55,000	33.01%
	舗装	0	0	0	0	1	17,354	—
	本管	20	550,473	95	2,681,668	106	2,864,263	93.63%
	その他	1	38,280	4	215,270	7	746,878	28.82%
	計	21	588,753	106	3,303,108	116	3,683,495	89.67%
指名競争入札	土木	1	7,161	5	32,120	8	38,823	82.73%
	建築	0	0	2	7,777	3	21,080	36.89%
	電気	0	0	11	41,976	19	111,496	37.65%
	管	0	0	2	5,280	7	20,570	25.67%
	舗装	0	0	12	75,218	13	104,016	72.31%
	本管	0	0	0	0	0	0	—
	その他	0	0	21	110,176	19	124,454	88.53%
	計	1	7,161	53	272,547	69	420,439	64.82%
随意契約	土木	0	0	0	0	0	0	—
	建築	0	0	0	0	0	0	—
	電気	0	0	0	0	0	0	—
	管	0	0	0	0	0	0	—
	舗装	0	0	0	0	0	0	—
	本管	0	0	0	0	0	0	—
	その他	1	1,620	1	1,620	0	0	—
	計	1	1,620	1	1,620	0	0	—
合 計	土木	1	7,161	6	293,920	8	38,823	757.08%
	建築	0	0	3	31,207	3	21,080	148.04%
	電気	0	0	15	144,760	19	111,496	129.83%
	管	0	0	3	23,436	9	75,570	31.01%
	舗装	0	0	12	75,218	14	121,370	61.97%
	本管	20	550,473	95	2,681,668	106	2,864,263	93.63%
	その他	2	39,900	26	327,066	26	871,332	37.54%
	計	23	597,534	160	3,577,275	185	4,103,934	87.17%
平均落札率		92.06%		93.38%		89.70%		

令和6年度発注状況総括表【委託】

上越市ガス水道局

契約の方法	種類	R6/11/1～R7/3/31		R6年度(4/1～3/31)		R5年度(4/1～3/31)		対前年比 ①÷②
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)①	件数	金額(千円)②	
制限付き 一般競争入札	設計	0	0	0	0	0	0	—
	監理	0	0	0	0	0	0	—
	測量	0	0	0	0	0	0	—
	調査	0	0	0	0	0	0	—
	その他	0	0	1	778,800	0	0	—
	計	0	0	1	778,800	0	0	—
指名競争入札	設計	0	0	1	11,858	1	9,460	125.35%
	監理	0	0	0	0	0	0	—
	測量	0	0	1	1,106	0	0	—
	調査	0	0	1	897	1	2,530	35.45%
	その他	5	9,811	21	64,278	18	53,168	120.90%
	計	5	9,811	24	78,139	20	65,158	119.92%
随意契約	設計	0	0	0	0	0	0	—
	監理	0	0	0	0	0	0	—
	測量	0	0	0	0	0	0	—
	調査	0	0	1	2,766	0	0	—
	その他	3	4,752	8	13,941	3	6,238	223.49%
	計	3	4,752	9	16,707	3	6,238	267.83%
合 計	設計	0	0	1	11,858	1	9,460	125.35%
	監理	0	0	0	0	0	0	—
	測量	0	0	1	1,106	0	0	—
	調査	0	0	2	3,663	1	2,530	144.78%
	その他	8	14,563	30	857,019	21	59,406	1442.65%
	計	8	14,563	34	873,646	23	71,396	1223.66%
平均落札率		88.54%		92.12%		88.02%		

令和6年度発注状況総括表【物品・印刷・賃貸借】

上越市ガス水道局

契約の方法	種類	R6/11/1～R7/3/31		R6年度(4/1～3/31)		R5年度(4/1～3/31)		対前年比 (①÷②)
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)①	件数	金額(千円)②	
制限付き 一般競争入札	物品	0	0	0	0	0	0	—
	印刷	0	0	0	0	0	0	—
	賃貸借	0	0	0	0	0	0	—
	計	0	0	0	0	0	0	—
指名競争入札	物品	5	36,324	23	146,268	22	101,830	143.64%
	印刷	1	2,160	1	2,160	0	0	—
	賃貸借	0	0	0	0	0	0	—
	計	6	38,484	24	148,428	22	101,830	145.76%
随意契約	物品	0	0	1	61,600	1	1,430	4307.69%
	印刷	0	0	0	0	0	0	—
	賃貸借	0	0	0	0	0	0	—
	計	0	0	1	61,600	1	1,430	4307.69%
合 計	物品	5	36,324	24	207,868	23	103,260	201.31%
	印刷	1	2,160	1	2,160	0	0	—
	賃貸借	0	0	0	0	0	0	—
	計	6	38,484	25	210,028	23	103,260	203.40%
平均落札率		96.71%		89.81%		86.45%		

指名停止措置状況の報告（令和6年11月1日から令和7年3月31日まで）

業者名	一般財団法人 上越市環境衛生公社 上越市春日新田5丁目21番15号
指名停止期間	<ul style="list-style-type: none"> 上越市 令和6年11月26日から令和7年1月25日まで（2箇月） 上越市ガス水道局 令和6年11月26日から令和7年1月25日まで（2箇月）
指名停止の事由	<p>上越市が発注する頸城区頸城中部地区他農業集落排水処理場等維持管理業務委託（頸城区榎井地内）において、令和6年7月4日、作業員1名が保守点検作業中にマンホール内で死亡した。この事故により当該事業者は、11月8日、労働安全衛生法違反の疑いで上越労働基準監督署から新潟地方検察庁高田支部へ書類送検された。</p> <p>このことが、上越市物品調達等業者指名停止措置要領第2条による別表第3号（不適切な安全管理の措置により生じた損害等）及び上越市ガス水道局建設工事請負業者指名停止措置要領第2条及び別表第3号（不適切な安全管理の措置により生じた損害等）に該当するため。</p>

業者名	株式会社 バイオポリ上越 上越市大字辰尾新田1番地
指名停止期間	<ul style="list-style-type: none"> 上越市 令和7年1月17日から令和7年5月8日まで（16週間） 上越市ガス水道局 令和7年1月17日から令和7年5月8日まで（16週間）
指名停止の事由	<p>当市発注の「令和6年度燃やせるごみ指定袋作製業務（その2）・（その3）委託」及び「令和6年度生ごみ指定袋作製業務（その2）・（その3）委託」において、従業員の病欠や退職による人員不足など受注者の責による理由で納入期限までに製品を納品できず、納期延長を繰り返し（4回）行ったもの。</p> <p>このことが、上越市物品調達等業者指名停止措置要領第2条別表第2号（契約違反）及び同要領第4条第2項（指名停止の期間の特例）及び上越市ガス水道局物品調達等業者指名停止措置要領第2条による別表第2号（契約違反）及び同要領第4条第2項（指名停止の期間の特例）に該当するため。</p>

抽出案件の概要 (上越市-№1)

件 名	旧橋撤去 工事		
	担当課 : 道路課		
工事場所	大字今泉他 地内	入札日	令和6年11月18日
工 期	令和6年11月22日 から 令和7年3月15日 まで (114日間)		
概 要	○旧橋の撤去工事を行う。 ○上部解体工 解体工 木造構造物 A=35.79 m ² 、鉄管撤去 L=16m、運搬・処分 ほか ○下部解体工 解体工 鉄筋コンクリート構造物 橋脚部 10.5 m ² 、解体工 基礎部 1.8 m ² 、 運搬・処分 ○護岸復旧工 盛土整形、練石積工 A=10 m ² ○付帯工 ガードレール設置 再利用 L=16m、新規 L=8m ※令和7年1月14日に変更契約 変更内容: 当初予定していたよりも鉄筋コンクリート構造物が少なかったこと から解体工及び処分を減工したもの。		
契約方法	指名競争入札	工種等及び等級	土木一式・D
選定理由	• 工事の安全管理、施工管理面を考慮し、土木A、Bランク業者を地理的要件 により選定		

単位 : 円(税込み)

予定価格	3,267,000	制限価格	—	落札率	99.33%
当初契約額	3,245,000	変更後の契約額	3,004,100	減額	240,900

予定価格	2,970,000	制限価格	—	単位 : 円(税抜き)
業者名	入札金額			備 考
	第1回	第2回	第3回	
1 大和土建工業 (株)	2,950,000			落札決定
2 田中運輸機工 (株)	2,970,000			
3 大栄建設 (株)	3,000,000			
4 丸世建設 (株)	3,000,000			
5 市川建設 (株)	3,050,000			
6 (株) 清水土木工業	3,150,000			
7 阪田建設 (株)	3,200,000			
8 (株) やまいち建設	3,220,000			

【抽出理由】

落札率が高い。

抽出案件の概要（上越市-№2）

件 名	河川しゅんせつ 工事		
	担当課：河川海岸砂防課		
工事場所	大字東中島 地内	入札日	令和6年11月29日
工 期	令和6年12月6日 から 令和7年3月15日 まで (100日間)		
概 要	○洪水時に河川の流水を阻害する可能性がある樹木を伐採する。 • 工事延長 L=460.0m • 伐木工 A=5,300 m ² 、集積（機械、人力）、積込・運搬、処分 • 仮設工 一式 ※令和7年3月14日に変更契約 変更内容：現地精査の結果、河道を阻害している雑木の伐採を増工したもの。		
契約方法	指名競争入札	工種等及び等級	土木一式・B
選定理由	・土木のA、Bランク業者を地理的要件により選定		

単位：円(税込み)					
予定価格	17,050,000	制限価格	—	落札率	100%
当初契約額	17,050,000	変更後の契約額	17,235,900	増額	185,900

業者名	予定価格	制限価格	—	単位：円(税抜き) 網掛けは参考見積微取業者			
				第1回	第2回	第3回	備 考
1 (有)一成建設	15,500,000	15,500,000	—				落札決定
2 (株)杉政建設		16,100,000					
3 (有)塚林組		16,900,000					
4 (株)高橋建設		17,000,000					
5 (株)頸城建工		17,300,000					
6 (有)雄志建設		17,350,000					
7 (株)松沢建設		17,700,000					
8 (株)マキタ創建		17,800,000					
9 (株)工藤工業		17,800,000					
10 (株)北陸土建		18,000,000					
11 (株)アイシン		18,100,000					
12 水巳建設(株)		18,250,000					
13 (株)久保田土木		18,860,000					
14 上越マテリアル(株)		辞退					

【抽出理由】
落札率が 100%

抽出案件の概要（上越市－No.3）

件 名	古川公園遊具更新 工事		
	担当課：都市整備課		
工事場所	七ヶ所新田 地内	入 札 日	令和 7 年 3 月 10 日
工 期	令和 7 年 3 月 12 日 から 令和 7 年 6 月 9 日 まで (90 日間)		
概 要	○古川公園内の遊具を設置・撤去する。 • 遊具設置工 ジャングルジム 一基 • 遊具撤去工 ジャングルジム 一基		
契約方法	指名競争入札	工種等及び等級	土木一式・D
選定理由	土木のC、Dランク業者を地理的要件により選定		

単位：円(税込み)

予定価格	1,980,000	制限価格	1,804,000	落札率	100%
当初契約額	1,980,000	変更後の契約額	—	増額・減額	—

予定価格	1,800,000	制限価格	1,640,000	入札金額	単位：円(税抜き)
業者名		第1回	第2回	第3回	備 考
1	(株) 関建設	1,800,000			落札決定
2	(有) 市川土木	1,850,000			
3	(株) セーフティメンテ	辞退			
4	さくら建設(株)	辞退			
5	(株) サワイ	辞退			
6	(株) ワイズ	辞退			
7	(株) エスコート	辞退			
8	(株) フェイスエンジニアリング	辞退			

【抽出理由】

落札率が 100%

遊具更新の落札率が高くなる理由

抽出案件の概要（上越市－No.4）

件 名	北諏訪小学校玄関スロープ設置 工事		
	担当課：教育総務課		
工事場所	大字上千原 地内	入札日	令和7年3月10日
工 期	令和7年3月18日 から 令和7年7月31日 まで (136日間)		
概 要	○北諏訪小学校の玄関にスロープを設置する。 ・直接仮設工事 ・撤去工事 ・躯体工事 ・手摺工事 ・復旧工事 ・スロープ設置工事 ほか		
契約方法	指名競争入札	工種等及び等級	建築一式・B
選定理由	元施工業者、参考見積業者のほか、工事の安全管理、施工管理面を考慮し、建築A、Bランク業者を地理的要件により選定		

単位：円(税込み)

予定価格	9,075,000	制限価格	—	落札率	100%
当初契約額	9,075,000	変更後の契約額	—	増額・減額	—

業者名	予定価格	制限価格	入札金額	単位：円(税抜き) 網掛けは参考見積微取業者	
				第1回	第2回
				第3回	備 考
1 (株) 大島組	8,250,000	8,250,000	8,250,000		落札決定
2 中田建設 (株)		8,400,000			
3 (株) 高館組		8,500,000			
4 (株) 杉政建設		8,550,000			
5 (株) 松沢建設		8,650,000			
6 田辺建設 (株)		8,750,000			
7 (株) 井澤建設		8,800,000			
8 相村建設 (株)		8,850,000			
9 (株) サトウ産業		8,880,000			
10 (株) 頸城建工		8,900,000			
11 (株) 清水組		辞退			
12 (株) 竹田工務店		辞退			
13 上越木材興業 (株)		辞退			
14 (株) 草間組		辞退			

【抽出理由】

落札率が 100%

抽出案件の概要（上越市－No.5）

件 名	高田城址公園松くい虫防除（樹幹注入）業務 委託		
	担当課：都市整備課		
工事場所	本城町 地内	入札日	令和6年12月12日
工 期	令和6年12月12日 から 令和7年3月14日 まで (93日間)		
概 要	<p>○目的 松くい虫の被害を受けていない健康な松について、樹幹に薬剤を注入することにより、マツノザイセンチュウの侵入増殖防止をする。</p> <p>○防除本数及び薬剤数量 防除本数…アカマツ・クロマツ 53本 参考薬剤数量…520本（有効成分：酒石酸モランテル8.0%、220ml/本の場合）</p> <p>○作業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤 <ul style="list-style-type: none"> ①薬剤は農林水産省の農薬登録を受けている薬剤を使用する。 ②樹幹注入剤とする。 ③薬効持続期間6年以上の薬剤を使用する。 ④毒性は普通物、魚毒性はA類とする。 ⑤使用薬剤は、書面により監督員に報告し、承認を受ける。 ・薬剤注入 <ul style="list-style-type: none"> ①薬剤注入をする位置にドリル等で穴を開ける。 ②注入孔に薬剤のノズルキャップの根元まで差し込む。 ③注入孔を閉塞する。 		
契約方法	指名競争入札	業種及び等級	役務・等級なし
選定理由	参考見積業者のほか、林業認定事業者の中から地理的要件を考慮して選定		

単位：円(税込み)

予定価格	2,420,000	制限価格	—	落札率	100%
当初契約額	2,420,000	変更後の契約額	—	増額・減額	—

予定価格	2,200,000	制限価格	—	単位：円(税抜き) 網掛けは参考見積微取業者
業者名	入札金額			備 考
	第1回	第2回	第3回	
1 くびき野森林組合	2,200,000			落札決定
2 ゆきぐに森林組合	2,220,000			
3 頸南森林組合	2,240,000			
4 (株)いぶき	2,245,000			

【抽出理由】

落札率が高い。

抽出案件の概要（上越市-№6）

件 名	FWD調査・補修工法選定業務 委託		
	担当課：浦川原区建設グループ（道路課）		
業務場所	浦川原区顕聖寺 地内	入札日	令和7年3月14日
履行期間	令和7年3月14日 から 令和7年9月30日 まで (201日間)		
概 要	○市が管理する道路の補修にあたり、FWDによる舗装構造調査の詳細調査を行い、最適な補修断面の決定及び補修工法の選定を行う。 • 計測路線　・1路線　・調査延長 500m　・測点数 11　・舗装構成確認 2		
契約方法	指名競争入札	業種及び等級	調査・試験・等級なし
選定理由	参考見積業者のほか、市内営業所業者又は県内本社業者でFWD調査業務の実績を有する業者を選定		

単位：円(税込み)

予定価格	1,595,000	制限価格	—	落札率	100%
当初契約額	1,595,000	変更後の契約額	—	増額・減額	—

業者名	予定価格	制限価格	入札金額	単位：円(税抜き) 網掛けは参考見積微取業者			
				第1回	第2回	第3回	備考
1 フайнロードコンサルタント(株)	1,450,000	1,450,000	1,450,000				落札決定
2 福田道路(株)		1,600,000					
3 ニチレキ(株)		1,600,000					
4 (株)オリス		辞退					

【抽出理由】

落札率が高い。

そもそもこうした案件で何社くらいが指名競争入札の入札参加資格があるかを確認したい。

抽出案件の概要（上越市－No.7）

件 名	令和 6 年度燃やせるごみ指定袋作製業務（その 4） 委託														
担当課：生活環境課															
工事場所	生活環境課他 地内	入 札 日	令和 6 年 12 月 20 日												
工 期	令和 6 年 12 月 23 日 から 令和 7 年 3 月 18 日 まで (86 日間)														
概 要	<p>○目的 家庭ごみ収集のための燃やせるごみ指定袋の作製及び市が指定する保管場所への納品</p> <p>○数量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">容 量</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大 (45 ℥)</td> <td style="text-align: center;">384,000 枚</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中 (20 ℥)</td> <td style="text-align: center;">765,600 枚</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小 (10 ℥)</td> <td style="text-align: center;">422,400 枚</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">極小 (5 ℥)</td> <td style="text-align: center;">120,000 枚</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">1,692,000 枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>○規格等</p> <p>(1) 内袋 ・素材は、プラスチック製容器包装を再生した素材と資源米などの非食用米を含有させたバイオマスプラスチックを使用する。 ・厚さは、各容量とも 0.03mm とする。 ・強度は日本工業規格 (J I S) Z 1702 3 の 1 種 B の基準を、性能は同 Z 1711 7.2 の 1 種 B の基準を満たすこと。 ・持ち手部分加工後の完成品を実際に広げる官能検査を複数人で行い、ごみ袋として使用に耐える状態であることを確認する。</p> <p>(2) 外袋 素材はポリエチレン製、厚さは各容量とも 0.025mm とする。</p> <p>○作製・納品 指定ごみ袋の作製・納品については、最終履行日は令和 7 年 3 月 18 日とし、その間の具体的な時期については、隨時、それぞれの指定ごみ袋の在庫状況に応じて市から指示する。</p>			容 量	数 量	大 (45 ℥)	384,000 枚	中 (20 ℥)	765,600 枚	小 (10 ℥)	422,400 枚	極小 (5 ℥)	120,000 枚	計	1,692,000 枚
容 量	数 量														
大 (45 ℥)	384,000 枚														
中 (20 ℥)	765,600 枚														
小 (10 ℥)	422,400 枚														
極小 (5 ℥)	120,000 枚														
計	1,692,000 枚														
随意契約	業種及び等級	役務・等級なし													
選定理由	バイオマス混練樹脂を製造できる市内唯一の業者を選定														

単位：円(税込み)					
予定価格	29,195,056	制限価格	—	落札率	100%
当初契約額	29,195,056	変更後の契約額	—	増額・減額	—

予定価格	26,540,960	制限価格	—	単位：円(税抜き) 網掛けは参考見積微取業者
業者名	入札金額			備 考
	第 1 回	第 2 回	第 3 回	
1 株バイオポリ上越	26,540,960			随意契約

【抽出理由】
契約金額の妥当性（前年度との比較）、以前問題となつた納入遅れの改善状況。

抽出案件の概要（上越市－No.8）

件 名	令和 7 年度上越市二十歳を祝うつどい記念品		
	担当課：社会教育課		
工事場所	社会教育課	入 札 日	令和 7 年 1 月 20 日
工 期	令和 7 年 1 月 20 日 から 令和 7 年 2 月 28 日 まで (136 日間)		
概 要	○規格 (1) 定規 fish (メイド・イン上越認証品) メーカー：新和メッキ工業株式会社 材質：TranTixxii® (日本製鉄株式会社製チタン) サイズ：L177.3×W23.6×T0.6 (mm) 目盛り：15cm で、1mm 刻みの目盛り入り (2) 本体への名入れ及び色 ・定規裏面に「coming of age ceremony」と市章を名入れする。 ・色は、7 色 ○数量 1,350 本 ○規格指定の理由 指定品は、上越市の特産品である「メイド・イン上越」の認証品の中から、二十歳の門出を祝うとともに、当市ならではのオリジナル性と実用性を兼ね備えた記念品として実行委員会とともに選定したものであり、異なる物品では代替できないため。		
契約方法	随意契約	業種及び等級	物品・等級なし
選定理由	選定物品の加工販売会社であるため。		

単位：円(税込み)					
予定価格	1,633,500	制限価格	—	落札率	100%
当初契約額	1,633,500	変更後の契約額	—	増額・減額	—

予定価格	1,485,000	制限価格	—	単位：円(税抜き) 網掛けは参考見積微取業者
業者名	入札金額			備 考
	第 1 回	第 2 回	第 3 回	
1 新和メッキ工業(株)	1,485,000			随意契約

【抽出理由】
新和メッキ工業株式会社のチタン製定規で不具合があったという報道があったが、この品物を記念品に選んだ経緯等について知りたい。

抽出案件の概要（上越市ガス水道局ーNo.9）

件 名	可燃性ガス検知器等定期点検業務委託		
	担当課：供給計画課（旧施設課）		
業務場所	春日山町3丁目1番63号	入札日	令和7年2月18日
履行期間	令和7年3月3日 から 令和7年3月21日 まで (19日間)		
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性ガス検知器等（84台）の点検・校正・定期消耗部品交換 		
契約方法	指名競争入札	業種等及び等級	役務・等級なし
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・物品入札参加資格者名簿の「ガス計測機器（ガス検知器など）」に登録があること。 ・上越市内に本社を有していること。 		

単位：円(税込み)

予定価格	1,995,708	制限価格	—	落札率	95.35%
当初契約額	1,903,000	変更後の契約額	—	増額・減額	— 円

業者名	予定価格	制限価格	—	入札金額		備 考
				第1回	第2回	
1 高坂防災(株)	1,814,280	1,730,000	—			落札決定
2 (株)上越工産		1,750,000	—			
3 (株)丸互		1,814,280	—			
4 (株)新金谷		1,850,000	—			
5 えちご上越農業協同組合		辞退	—			
6 (株)エム・エー・シー		辞退	—			
7 (株)井上商会		辞退	—			
8 (有)フルカワ		辞退	—			
9 (株)矢野電気工事工業所		辞退	—			
10 上越技研(株)		辞退	—			
11 (株)ジェック		辞退	—			
12 不二精研(株)		辞退	—			

【抽出理由】

このような委託にしては落札率が高い。

抽出案件の概要（上越市ガス水道局－No.10）

件 名	上越市ガス水道開閉栓WEB予約システムカスタマイズ業務委託			担当課：総務課
業務場所	春日山町3丁目 地内		入 札 日	令和7年1月6日
履行期間	令和7年1月10日 から 令和7年3月31日 まで (81日間)			
概 要	繁忙期対応に必要な機能等のカスタマイズ • 日別予約枠設定機能の追加 • 閉栓時の転居先欄追加等 • 本人以外が申し込む場合の氏名等欄の追加 • 本人以外が立ち会う場合の氏名等欄の追加 • 立会の方の選択肢追加 • フリガナ欄の追加 • 住所の自動入力機能追加			
契約方法	随意契約	業種等及び等級	役務 • 等級なし	
選定理由	上越市ガス水道開閉栓WEB予約システムのカスタマイズに当たり、当該システムの開発業者以外では業務履行が不可能であるため、開発業者である株式会社グローバルネットコアを指名（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）			

単位：円(税込み)

予定価格	1,430,000	制限価格	—	落札率	100%
当初契約額	1,430,000	変更後の契約額	—	増額・減額	— 円

予定価格	1,300,000	制限価格	—	単位：円(税抜き)
業者名	入札金額			備 考
	第1回	第2回	第3回	
1 株式会社グローバルネットコア	1,300,000			随意契約

【抽出理由】

随意契約の契約金額が決まった経緯。契約金額の妥当性。